

○安全運転管理者等講習実施要領の制定について

(平成14年3月19日島交企甲第2077号関係所属長あて本部長例規通達)

最終改正 令和8年4月1日

安全運転管理者及び副安全運転管理者に対して公安委員会が行う講習について、その効果的な運用を図るため、この度、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成14年4月1日から実施することとしたので、適切に処理されたい。

なお、安全運転管理者等講習実施要領の制定について（昭和47年5月22日島交企第385号本部長通達）は、廃止する。

別添

安全運転管理者等講習実施要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第1号の規定に基づき公安委員会が行う安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）に対する講習の実施について、一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、当該講習を受託したもの（以下「受託者」という。）に業務を委託するに際し、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

第2 講習の対象者

講習の対象者は、法第74条の3第5項の規定に基づき島根県公安委員会に届け出た安全運転管理者等とする。

第3 講習計画の策定

交通部交通企画課長（以下「交通企画課長」という。）は、受託者と協議の上、受託者の事業年度ごとに、講習の実施時期、場所、講習時間、講師、使用資器材及び教材等を内容とする年間講習実施計画を策定し、警察本部長に報告しなければならない。

第4 講習の実施方法

- 1 講習は、年間講習実施計画に基づいて行うものとする。
- 2 講習は、警察署単位に実施するものとする。ただし、安全運転管理者等の人員により隣接警察署と合わせて実施することができるものとする。
- 3 講習は、安全運転管理者等に対し、年1回行うものとする。ただし、特殊法人自動車安全運転センター安全運転中央研修所における安全運転管理者課程の修了者については、2年間、講習を免除するものとする。

第5 講習の実施内容

- 1 講習時間は、1回につき6時間とする。
- 2 講習の科目及び時間割は、別紙「安全運転管理者等講習の講習科目及び講習時間割基準」によるものとする。
- 3 講習は、講義、討議、視聴覚器材の利用等により、実質的・具体的な内容を教示するものとする。
- 4 講師の選考に当たっては、次に掲げる者の中から選考するものとする。

- (1) 警察本部交通部の課長補佐以上の職にある者
- (2) 警察署長又は警察署交通（総務）課長
- (3) 大学の教授、准教授又は講師で適任と認められる者
- (4) その他学識経験者で適任と認められる者

第6 講習の通知

講習の通知は、安全運転管理者等を選任した使用者（届出者）に対し、安全運転管理者等講習通知書（規則別記様式第22の9）により、当該講習期日の30日前までに行うものとする。

第7 講習申込書の取扱い及び講習手数料の納付

- 1 講習に当たっては、講習を受けようとする者から、安全運転管理者等講習申込書（様式第1号）を提出させるものとする。
- 2 講習手数料は、原則として、納付書により納付させるものとする。この場合において、安全運転管理者等講習申込書（様式第1号）に納付済証を貼り付けさせるものとする。

第8 講習修了証明書の交付

- 1 受講者又はその使用者等から講習修了証明書（様式第2号）の交付の求めがあった場合は、これに応ずること。
- 2 講習時間が3時間に満たない者には、講習修了証明書を交付しないものとする。
この場合は、近接した講習の実施日時及び場所を教示して、欠講分を受講させるように努めるものとする。

第9 講習を受けない者の取扱い等

- 1 講習の通知を受けたにもかかわらず受講しない者に対しては、再通知を行い、補充講習を行うものとする。
- 2 交通企画課長は、受託者と協議の上、必要の都度、補充講習の実施計画を作成し、警察本部長の承認を得なければならない。

第10 警察署長の協力

警察署長は、管内における講習が効果的に行われるよう指導し、及び協力しなければならない。

第11 指導監督

交通企画課長は、受託者に対し、講習が適切に行われるよう必要な指示及び指導監督を行うものとする。

別紙 〔略〕

整理番号

安全運転管理者等講習申込書

年 月 日

島根県公安委員会 殿

事業所・所在地 _____

名 称 _____

安全運転管理者

氏 名

道路交通法第108条の 2 第 1 項第 1 号に規定する講習を受けます。

手 数 料 欄

（注） 納付済証には、消印をしないこと。

ここに納付済証を貼り付けてください。

※ 講習修了証明書の交付が必要な場合は、その旨を申し出ること。

第 号

講 習 修 了 証 明 書

殿

道路交法第108条の2第1項第1号の規定による安全運転管理者等講習を
修了したことを証します。

年 月 日

島根県公安委員会

